

【議案第 1 号】

米子市居住支援協議会会則（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 組織（第 6 条—第 7 条）
- 第 3 章 役員（第 8 条—第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条・第 12 条）
- 附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、米子市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第 2 条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、米子市における福祉の向上及び豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動の内容）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供に関すること。
- (2) 民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置に関すること。

（会員及びオブザーバー）

第 4 条 本会の会員（以下単に「会員」という。）は、別表第 1 に掲げるものとする。

2 本会のオブザーバーは、別表第 2 に掲げるものとする。

（事務局）

第 5 条 本会の事務局は、米子市都市整備部住宅政策課内に置く。

第 2 章 組織

(総会)

第6条 本会の議決機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会員を代表する者をもって組織し、会長が招集する。
- 3 総会は、毎年1回、定期総会として開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会として開催する。
- 4 総会は、次の事項を承認し、又は議決する。
 - (1) 本会の事業計画に関すること。
 - (2) 本会の事業報告を承認すること。
 - (3) 副会長を選任すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 5 総会は、会員を代表する者（代理の者を含む。第8項において同じ。）の過半数の出席により成立し、総会の議事は、当該出席した者の過半数によって決する。
- 6 会員を代表する者は、総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員を代表する者に委任することができる。この場合における前項の規定の適用については、当該表決又は当該委任をもって、総会に出席したものとみなす。
- 7 前項の規定により委任した場合において、受任者を特定することができないときは、会長に委任されたものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会員を代表する者以外の者に対し、総会への出席を求めることができる。

(部会)

第7条 第3条に掲げる事業を実施するに当たり、専門的な協議及び検討を行うため、部会を置く。

- 2 部会は、会長が指名する会員（以下この条において「部会員」という。）をもって組織し、部会長が招集する。
- 3 部会長は、部会員の互選により選任し、部会の議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- 2 会長は、米子市都市整備部長の職にある者とする。
- 3 副会長は、会員の互選により選任する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(副会長の任期)

第10条 副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 副会長は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、この会則が施行された日以後最初に選任される副会長の任期は、選任の日から2年を経過した日の属する年度の翌年度に係る総会における副会長の選任の日までとする。

第4章 雑則

(秘密の厳守)

第11条 会員及びオブザーバーは、第3条に掲げる事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(規定外事項)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年10月21日から施行する。

別表第Ⅰ（第４条関係）

区分	会員	代表
不動産関係団体	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	支部長
	公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部	本部長
福祉関係団体	社会福祉法人養和会	理事長
	社会福祉法人米子市社会福祉協議会	よなご暮らしサポートセンター長
居住支援法人	社会福祉法人こうほうえん地域総合支援室	室長
	居住支援法人スマイル（一般社団法人みもぎの会）	代表理事
	特定非営利活動法人山陰福祉の会	理事長
その他	鳥取県住宅供給公社西部事務所	所長
	鳥取県居住支援協議会あんしん賃貸相談員	西部地区相談員
米子市	福祉保健部	部長
	福祉保健部福祉政策課	課長
	福祉保健部福祉課	課長
	福祉保健部障がい者支援課	課長
	福祉保健部長寿社会課	課長
	こども総本部	部長
	こども総本部こども相談課	課長
	都市整備部住宅政策課	課長

別表第 2（第 4 条関係）

区分	オブザーバー
居住支援法人	社会福祉法人尚仁福祉会
鳥取県	生活環境部くらしの安心局住宅政策課
	福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課
	西部総合事務所環境建築局建築住宅課
	西部総合事務所県民福祉局福祉課